

板橋区都市づくり専門家会議設置要綱

令和3年3月9日区長決定

(設置目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区都市づくり推進条例(令和2年板橋区条例第31号。以下「条例」という。)第8条に規定する板橋区都市づくり専門家会議(以下「専門家会議」という。)の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 専門家会議の委員(以下「専門家委員」という。)は、次に掲げる事項に関し、都市づくり等の専門的な視点及び先進事例等を踏まえて、意見及び助言をするものとする。

- (1) 条例第11条第3項の準ずる地区の指定に関する事(同条第5項において準用する場合を含む。)
- (2) 条例第25条第4項の地区計画等の素案に関する事。
- (3) 条例第27条第4項の都市計画提案に係る都市計画の素案に関する事。
- (4) 東京都板橋区都市づくり推進条例施行規則(令和2年板橋区規則第10号。以下「規則」という。)第4条第1項に掲げる事項

(委嘱)

第3条 専門家委員は、都市づくり等について実務経験又は専門の学識を有する者のうちから区長が委嘱する。

2 委嘱する専門家委員は、3名以内とする。

(委嘱期間)

第4条 専門家委員の委嘱期間は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(謝礼及び支払方法)

第5条 専門家委員に対する謝礼は、予算の範囲内で支払うものとし、支払方法とともに別に定める。

(守秘義務)

第6条 専門家委員は、職務の遂行上知り、又は知り得た秘密を漏らしてはなら

ない。専門家委員を退いた後も同様とする。

(解職)

第 7 条 区長は、専門家委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により、解職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障等の理由により、職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) 専門家委員としてふさわしくない行動があったとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。
- (5) その他職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市整備部長が定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。